

No. 12

市町村名	担当部課名	TEL	直通・内線	FAX
西尾市	環境部 環境保全課	0563-34-8111	直通	0563-34-8115
住所	〒444-0531 西尾市吉良町岡山大岩山65		担当者氏名	手 島
URL	http://www.city.nishio.aichi.jp	E-mail		kankyo-h@city.nishio.lg.jp

(1) [補助金額]

(単位:円)

人槽区分	自主的に転換設置	建替又は増築に伴う設置	撤去
5人槽	555,000	444,000	90,000
7人槽	608,000	486,000	
10人槽以上	720,000	576,000	

(2) [2020年度の補助計画基数]

(単位:基)

5人槽	7人槽	10人槽	11~20人槽	21~30人槽	31~50人槽	51人槽以上	合計
	12						12

前年度実績基数(8基)

(3) [補助対象地域]

次の区域を除く市内全域

- ①下水道計画区域のうち、概ね10年以内に供用開始する区域
- ②西尾市農業集落排水施設設置事業分担金徴収条例(昭和63年条例第20号)第2条に該当する区域
- ③その他市長が特に定めた区域

(4) [特定地域の有無] 無

(5) [補助対象条件]

- ・既設のみなし浄化槽等を撤去又は雨水貯留槽へ転用して、処理対象10人以下の高度処理型浄化槽を設置するもので次の各号のいずれの要件を満たす者
 - ①自ら居住の用に供する市内の住宅(延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する併用住宅を含み、集合住宅及び社宅を除く。)に、撤去又は雨水貯留槽へ転用するみなし浄化槽等が接続され、既に使用している者であること
 - ②撤去又は転用するみなし浄化槽等が接続されている建築物の所在地に住民登録がされている者(個人に限る。)であること
 - ③市税の滞納がない者であること

(6) [欠格条件]

- ①浄化槽法第5条第1項の設置の届出の審査又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項若しくは第6条の2第1項に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者
- ②補助金の交付決定前に浄化槽の工事に着手した者
- ③申請者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号以下「暴対法」という)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者であると認められる者

(7) [補助金交付申請書に添付する書類]

- ①西尾市浄化槽転換設置整備事業計画書
- ②設置工事見積書又はそれに代わるもの
- ③撤去工事見積書又はそれに代わるもの
- ④浄化槽設置届出書の写し又は建築確認済証の写し
- ⑤浄化槽調書の写し(建築確認による場合)
- ⑥設置場所付近の地図(案内図)
- ⑦浄化槽の設置又は撤去位置並びに排水経路を示す図
- ⑧設置する補助対象浄化槽の算定基準となる建築物の見取り図
- ⑨指針が適用される補助対象浄化槽にあっては、浄化槽登録証の写し
- ⑩設置する補助対象浄化槽の構造図面
- ⑪指針が適用される補助対象浄化槽にあっては、当該指針に適合したことを証する登録浄化槽管理票C票
- ⑫「浄化槽機能保証制度」の対象となる補助対象浄化槽にあっては、一般社団法人全国浄化槽団体連合会が保証登録したことを証する書面
- ⑬浄化槽を設置する者が浄化槽設備士であることを証明する書面の写し(昭和62年以前の浄化槽設備士の資格者にあっては、小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会の修了証書の写しも併せて添付)
- ⑭市税の納税証明書(完納証明)(直近1か月以内のもの)

- ⑯写真（既存のみなし浄化槽又はくみ取り便槽の全景）
 - ⑰その他市長が必要と認める書類

(8) [実績報告書に添付する書類及び提出期限]

- ・提出期限：完了の日から30日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い期日まで
 - ①収支精算書
 - ②設置工事収支精算書
 - ③撤去工事収支精算書
 - ④領収書の写し（原本証明をしたもの）
 - ⑤工事チェックリスト
 - ⑥工事請負契約書の写し
 - ⑦浄化槽法定検査依頼書（第7条及び11条）の副本
 - ⑧浄化槽法定検査契約書の写し
 - ⑨浄化槽維持管理（保守点検及び清掃）契約書の写し
 - ⑩工事完了後の浄化槽の設置又は撤去位置並びに排水経路を示す図
 - ⑪工事写真（着前、工事中、設置完了及び既存のみなし浄化槽又はくみ取り便槽の撤去完了が確認できるもの）
 - ⑫承認申請を伴う変更以外で交付申請の内容に変更があった場合は、西尾市浄化槽転換設置整備事業補助金交付申請に関する変更届及びその変更に関する書類
 - ⑬浄化槽使用廃止届出書の写し
 - ⑭浄化槽使用開始報告書の写し
 - ⑮その他市長が必要と認める書類

(9) [その他]

- ①みなし浄化槽又はくみ取り便槽から浄化槽へ転換する場合、撤去費補助として、上限9万円の上乗せ補助を行っている
 - ②既設みなし浄化槽の有効利用（雨水貯蓄槽など）に上限10万円の補助を行っている

※上記以外で不明な点があれば、担当窓口までお問い合わせください